

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	通関手続きの遅延	・EU規制と日本規則に差異があるため、EU-日本間の通関が遅れる。	新規	・EU規制と日本規則の差異を少なくし、EU-日本間の通関の迅速化を図って頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	VATに関する時限立法	・2019年より時限立法：Split Payment※（VAT規則）の義務化により、付加価値税の専用口座による支払いが求められている。同国で発生した付加価値を含む製品の税金は、他国においてもVAT専用口座での納税が求められる結果、分別作業増加、運転資金増加となっている。また時限立法であったが、コロナ禍で措置が継続しており、システム改修等の恒久対策も取りにくい。 ※純売上高用の口座とVAT用の口座を分離し、VAT部分は口座から直接納税されるスキーム。	継続	・他国に輸出された製品まで同国の付加価値税管理を求める。 ・時限立法は止めてほしく、簡素なルールとすることを求める。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	Work Permit 発行・更新の遅れ	・弊社のみならず、本邦企業が当地でWork Permitを取得する・更新する際、申し込みより6か月以上の時間を要している。Permit取得および更新まで、シェンゲン国内で移動する際、航空機に搭乗出来ないリスクがある（不法就労労働者と見做され、搭乗する空港の航空会社カウンターで搭乗拒否を受ける可能性がある）。2022年より改善が見られない。	継続	・手続きの迅速化をお願いしたい。	
2	自動部品	滞在許可発行遅れ	・現地入国後、滞在許可証の申請を行うも発行に1年以上かかっている。そのため、赴任前に取得したビザが失効してしまうため、日本へ一時帰国し、ビザの再更新を行わなければならない。	継続	・手続きの敏速化。	
3	日機輸	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	継続	・2国間レベルの社会保障協定の交渉を、EUレベルの交渉に引き上げる（個別交渉の必要がなくなる）。	・International Social Security Agreement
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	ロシアのウクライナ侵攻による駐在員の労働ビザ・滞在許可取得の困難	・2023年まで、Poland Business Harbourスキームによる労働ビザの発給が受けられていたが、ポーランド外務省の汚職で Poland Business Harbourスキームが停止されたため、ウクライナから避難してきている駐在員の労働ビザの取得が困難になっている。	新規	・ウクライナ人以外のウクライナからの避難民が合法的に滞在ステータスを得られるための仕組みの設定。	